

大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方について

(答申)

平成 23 年 6 月

大阪市環境審議会

目 次

はじめに	1
I 検討の背景	2
1 大阪市の環境施策の方向性と条例の必要性	2
2 市域の温室効果ガス排出量・ヒートアイランド現象の現状と課題	3
3 市域の人口、土地利用、産業等の特徴	4
4 条例制定に当たって考慮すべき視点	6
II 条例の基本的な枠組み	7
1 実行計画について	7
2 推進計画について	7
3 条例の基本的な枠組み	8
III 条例における基本的な考え方	9
1 総則	9
2 大阪市、事業者、市民による地球温暖化対策等	10
3 その他	16
IV 留意点	17
おわりに	18
参考資料	
図-1 大阪市地球温暖化対策実行計画と条例の基本的な枠組みの関係	19
図-2 大阪市ヒートアイランド対策推進計画と条例の基本的な枠組みの関係	20
諮問文	21
大阪市環境審議会審議経過	23
大阪市環境審議会条例検討部会委員名簿	24
大阪市環境審議会委員名簿	25

はじめに

大阪市ではこれまで、地球温暖化対策について、なにわエコ会議やなにわエコライフ事業などの普及啓発とともに、本審議会からの答申に基づき、太陽光発電補助制度を創設するなどの取組を進めてきた。

こうした取組により、平成 20(2008)年度における市域の温室効果ガス総排出量は平成 2(1990)年度に比べて約 15%の減少となっているが、この間の部門別排出量を見ると、業務部門と家庭部門では増加傾向にある。

大阪市は、平成 22(2010)年度に取りまとめた「おおさか環境ビジョン」において、温室効果ガス排出量を平成 32(2020)年度までに平成 2(1990)年度比で 25%以上削減することを目標としており、その達成には、業務部門、家庭部門での対策を含めた、更なる取組が必要となっている。

また、熱帯夜の日数も近年増加傾向にあり、ヒートアイランド対策への一層の取組も重要なものになっている。

こうした課題の解決には、普及啓発を中心とした対策だけではなく、現在の都市構造や産業構造、ライフスタイルを環境に配慮したものに転換するための実効性のある対策を強力に推進することが重要であることから、本審議会では、大阪市を挙げて対策に取り組むルールとなる条例のあり方について諮問を受け、新たに「条例検討部会」を設置して検討を行うことにした。

本審議会では、大阪市の温室効果ガスの排出量の現状、大阪市の特徴、今後の環境施策の方向性など踏まえ、5回にわたって部会を開催して慎重に検討を行い、本報告をとりまとめた。

大阪市においては、本報告の趣旨を踏まえて条例を制定することにより、一層の地球温暖化対策・ヒートアイランド対策（以下「地球温暖化対策等」という。）の推進を図ることを強く要望する。

I 検討の背景

1 大阪市の環境施策の方向性と条例の必要性

大阪시는、これまで公害対策やごみ処理などの分野で先駆的な環境施策に取り組んできた。しかし、地球温暖化の影響を抑えるための温室効果ガス排出量の大幅削減や持続可能な社会づくりに向けた地球環境の保全と経済発展の両立が求められるなど、大阪市の環境施策を取り巻く状況は大きく変化している。

また、我が国においては、平成 21(2009)年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、政令指定都市などの地方公共団体に対して、地域の自然的社会的条件に応じて「地球温暖化対策実行計画」を策定し、取組を着実に推進することが義務付けられた。

大阪시는、このような状況を踏まえ、環境と経済の好循環のもとで地球環境問題の解決に貢献する大都市のモデルを目指して、地球温暖化対策等の推進と環境・エネルギー産業の振興を図るため、「おおさか環境ビジョン」や「大阪市環境基本計画」を策定し、市域の温室効果ガス排出量について、平成 32(2020)年度までに平成 2(1990)年度比で 25%以上削減する中期目標、平成 62(2050)年度までに平成 2(1990)年度比で 80%削減する長期目標などを定め、取組を推進することになっている。

また、大阪시는、平成 23(2011)年 3 月に「大阪市地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定し、前述の削減目標とともに、様々な施策を定めている。また、ヒートアイランド対策についても、平成 17(2005)年に策定した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」(以下「推進計画」という。)を、平成 23(2011)年 3 月に改訂し、取組を進めることにしている。

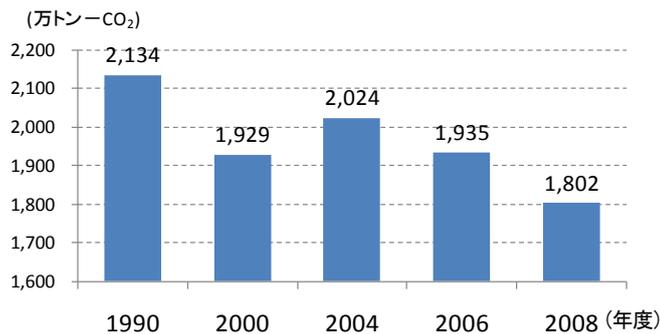
しかし、実行計画や推進計画を着実に進めるには、昔から活発な市民生活や事業活動が営まれており、現在でも高度に市街化され建築物が多い、中小規模事業者が多い、公共交通機関が発達しているなどの大阪市の特徴を踏まえたうえで、大阪市の事業者、市民(大阪市の区域内に居住する者、大阪市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者などをいう。以下同じ。)、NPO 等が目標や理念を共有し、協働のもとで、効果的な取組などを進めることが重要であることから、こうした事項を規定した条例を制定する必要がある。

2 市域の温室効果ガス排出量・ヒートアイランド現象の現状と課題

大阪市域における温室効果ガス排出量、ヒートアイランド現象の現状・課題を次に示す。

(1) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス総排出量は減少しているものの、業務部門や家庭部門からの排出量は増加傾向にある。今後の排出削減を進めるうえでは、こうした部門を含め各主体が一層の取組を推進する必要がある。



大阪市域の温室効果ガス総排出量の推移
(大阪市環境局作成)

部門	1990年度 排出量 (万トン-CO ₂)	2008年度 排出量 (万トン-CO ₂)	削減率 (%)
産業	997	512	▲49%
運輸	320	278	▲13%
家庭	285	350	23%
業務	392	526	34%
廃棄物 [※]	67	60	▲11%

※廃プラ及び廃油からの排出量

部門別二酸化炭素排出量の推移
(大阪市環境局作成)

○排出量減少の原因

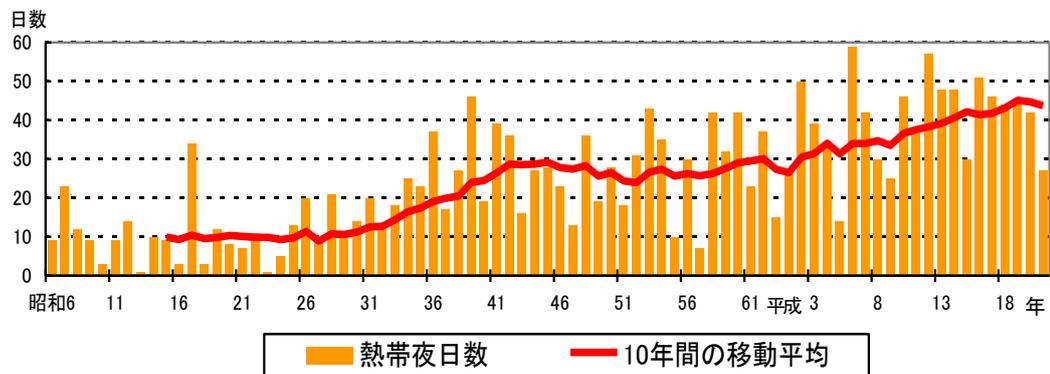
- 【産業部門】工場等における省エネルギー対策の導入・燃料転換、産業構造の転換による工場数の減少など
- 【運輸部門】自動車の燃費向上など
- 【廃棄物】ごみ減量など

○排出量増加の原因

- 【家庭部門】世帯数の増加、家庭における家電製品等の種類や数の増加、大型化など
- 【業務部門】業務用建物延床面積の増加、オフィスのOA化、店舗の営業時間の延長など

(2) ヒートアイランド現象

熱帯夜日数は近年増加傾向にあり、ヒートアイランド現象が顕著になってきており、各主体が人工排熱の低減などに一層の取組を推進する必要がある。



大阪管区气象台における熱帯夜日数(6～9月)の経年変化
(大阪市環境局作成)

3 市域の人口、土地利用、産業等の特徴

(1) 人口動態（人口・世帯数など）

①人口

平成 22(2010)年国勢調査速報における大阪市の人口は 2,666,371 人で、前回調査(平成 17(2005)年)と比べ 37,560 人(対前回調査比 1.4%)の増加となっている。

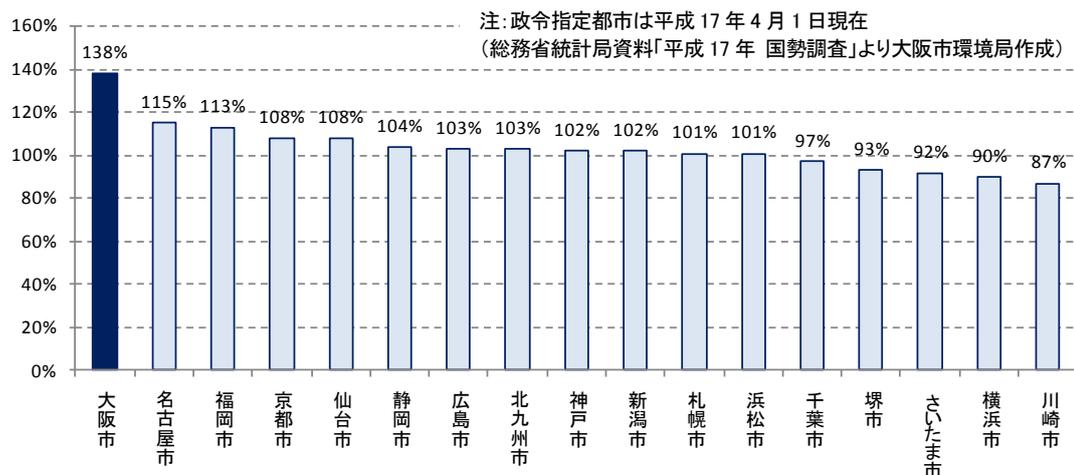
②世帯数

平成 22(2010)年国勢調査速報における大阪市の世帯数は 1,317,196 世帯で、前回調査(平成 17(2005)年)と比べ 72,184 世帯(対前回調査比 5.8%)増加している。

1世帯当たりの平均世帯人員は 2.02 人と前回(2.11 人)よりも 0.09 人減少し、世帯規模の減少が続いている。

③昼夜間人口比率

大阪市の昼夜間人口比率は 138%で、政令指定都市では最大となっている。



政令指定都市の昼夜間人口比率

(2) 土地利用状況

①住宅

平成 20(2008)年住宅・土地統計調査による市内の総住居数(居住世帯のある住宅と居住世帯のない住宅の合計数)は、153 万 580 戸となっている。

住宅の所有関係では、持ち家が 51 万 4050 戸(居住住宅総数の 40.7%)、借家は 67 万 6400 戸(同 53.6%)となっており、大阪市の持ち家住宅率は、全国平均の 61.2%比べると 20 ポイント以上下回っている。

住宅の建て方別では、共同住宅が 88 万 4280 戸 (70.1%)となっている。

②法人建物

平成 15(2003)年法人建物調査によれば、大阪市内の総法人建物数は 21,870 棟であり、政令指定都市の中で最も多い。

法人建物の所有数の多い業種は、卸売・小売業が 5,800 棟(総数に対する割合 26.5%)、不動産業が 3,650 棟(同 16.7%)、サービス業が 2,870 棟(同 13.1%)、製造業 2,740 棟(同 12.5%)となっている。

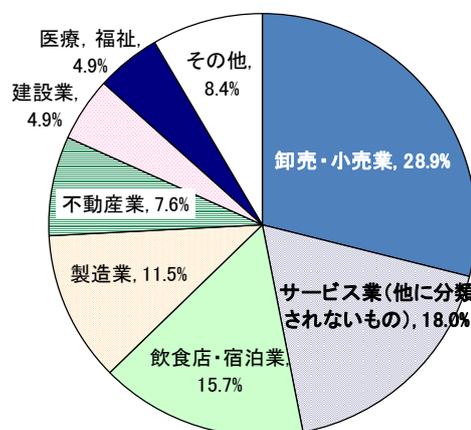
また、総延床面積は 42,225km²であり、延床面積の多い業種は不動産業が 11,475km²(総延床面積に対する割合 27.2%)、卸売・小売業が 7,004km²(同 16.6%)、運輸業が 4,840km²(同 11.5%)、製造業 3,797km²(同 9.0%)となっている。所有数、延床面積とも不動産業と卸売・小売業の合計が全体の 40%以上を占めている。

(3) 産業構造(事業者・事業所数)

大阪市の事業者数は約 6 万社であり、卸売・小売業、サービス業、不動産業などの第三次産業、いわゆる業務部門が全体の約 70%を占めている。また、中小規模事業者が事業者の約 90%を占めている。

大阪市内の事業所数は 201,462 事業所(平成 18(2006)年度)であり、政令指定都市の中で最も多い。

また、関西圏の中心都市として百貨店等の卸売・小売業、飲食店・宿泊業等の集客施設などが集中している。



産業大分類別事業所数の割合(大阪市 平成 18 年度)
(企業・事業所統計調査(平成 18 年度)より大阪市環境局作成)

(4) その他の特徴

①廃棄物

分別収集の推進や、市民へのごみ減量の啓発などの取組などにより、ごみ量の減少が進んでいるものの、活発な事業活動や市民生活を反映して、平成 21(2009)年度の一般廃棄物の焼却処理量は、118 万トンとなっている。

②運輸(公共交通機関)

市営地下鉄・ニュートラム及び市バスが市内交通の根幹を担っている。

J R、私鉄各線が、大阪市と周辺都市を結ぶ主要な公共輸送機関である。

4 条例制定に当たって考慮すべき視点

大阪市が、実行計画や推進計画に掲げる目標を達成し、「持続可能な社会」をつくるには、都市構造や産業構造、ライフスタイルを環境に配慮したものにするための実効性ある取組を、事業者、市民、NPO等すべての主体（以下「すべての主体」という。）の理解と協力のもとで進める必要がある。

そのため、条例の制定に当たっては、大阪市が事業者や市民に最も近い基礎自治体であり、市域における環境対策はもとより、経済成長、事業者や市民の安全、安心の確保などについて大きな役割を担っていることに鑑み、次のような視点を考慮することが重要である。

（１）大阪市の地球温暖化対策等の基本的ルールを定める

全市を挙げて地球温暖化対策等に取り組む決意を明らかにするため、削減目標や大阪市、事業者、市民の責務について、基本的なルールを定めること

（２）協働のもとでの取組の推進

すべての主体の協働のもと、地球温暖化対策等に取り組む枠組みを構築すること

地球温暖化対策等は、光熱費の節減などを通して、取り組んだ事業者や市民のメリットになる面もあることから、こうした取組が大阪市やNPO等との協働のもとで一層促進されるものとする

（３）大阪市の特徴を踏まえる

次に示すような大阪市の特徴を踏まえた施策を規定すること

- ・温室効果ガスの排出抑制だけでなく、ヒートアイランド現象の緩和に関する対策にもつながるものであること
- ・大阪市の事業者の9割は中小規模事業者であり、こうした事業者の取組を促進するものであること
- ・昼間市民の取組を進めるものとする こと など

（４）インセンティブを盛り込む

事業者、市民の温室効果ガス排出抑制等の自主的取組を促すためのインセンティブ・誘導策等を盛り込むこと

（５）環境・エネルギー産業の振興につなげる

事業者、市民が再生可能エネルギー、省エネルギー機器など地球温暖化対策等に貢献する技術の導入等を促進することなど、環境・エネルギー産業の振興を視野に入れること

（６）大阪府制度との整合を図る

大阪府が既に、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づいて、エネルギーを多量に消費する府域の事業者に対する「計画書・報告書制度」を実施していることから、事業者にも二重の手続きを課すことのないよう配慮した制度とすること

II 条例の基本的な枠組み

条例の基本的な枠組みについては、I. 4で提言した「条例制定に当たって考慮すべき視点」を踏まえるとともに、実行計画に定める「基本方針」に沿って掲げられた施策、及び推進計画に定められた「当面の重点的な取組」のうち、すべての主体の協働による施策を推進するものとする必要がある。

1 実行計画について

実行計画では、前述の削減目標とともに、次の①～⑪を基本方針とし、この方針に沿った様々な施策を推進することとしている。

【実行計画の基本方針】

- ①再生可能エネルギーの利用の促進
- ②市民生活における温室効果ガス排出削減の促進
- ③事業活動における温室効果ガス排出削減の促進
- ④交通・物流における対策の推進
- ⑤緑化の推進
- ⑥低炭素型の都市づくりの推進
- ⑦循環型社会の形成による温室効果ガス排出削減
- ⑧環境・エネルギー産業の振興
- ⑨大阪市の率先的取組
- ⑩新たな仕組みづくり
- ⑪すべての主体の参加と協働

2 推進計画について

推進計画では、下記の目標を定めるとともに、次の①～⑥の当面の重点的な取組を進めることにしている。

【推進計画の目標】

平成 32(2020)年度までの計画期間内に年平均気温及び熱帯夜日数を現状以下にする。
(気温、熱帯夜日数等の指標は、気候の変動に配慮して10年間の移動平均値とする。)

【推進計画の当面の重点的な取組】

- ①人工排熱の低減
- ②道路や建築物等からの放熱の抑制
- ③緑化の推進
- ④水の活用
- ⑤風の利活用
- ⑥市民、事業者、NPO等との協働

3 条例の基本的な枠組み

前述の考え方にに基づき、条例の基本的な枠組みを以下に示すとおり整理することを提言する。

【条例の基本的な枠組み】

- 1 総則（目的、中期削減目標、大阪市・事業者・市民の責務とすべての主体の協働）
- 2 大阪市、事業者、市民による地球温暖化対策等
 - 事業活動における地球温暖化対策等
 - 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等
 - 交通に関する地球温暖化対策等
 - その他の地球温暖化対策等
 - ・温室効果ガスの排出量のより少ない製品等の使用等
 - ・緑化の推進
 - ・廃棄物の排出抑制等
 - ・大阪市の率先行動
 - ・環境教育・環境学習
 - ・地域連携等の推進

条例の総則としては、大阪市の地球温暖化対策等の基本的ルールとして、この条例の目的、削減目標及び大阪市、事業者、市民の責務とともに、すべての主体の協働のもとで取組を推進することを定める必要がある。

地球温暖化対策等としては、特にオフィスビルなど業務部門の事業者の自主的な取組を促進する施策を盛り込む必要がある。

また、再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等、環境・エネルギー産業の振興にも資する施策を盛り込む必要がある。

さらに、交通に関する施策とともに、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある家庭部門について、市民の温室効果ガスの排出抑制等に関する理解を進め、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進するための施策を盛り込む必要がある。

なお、大阪市内には多くの建築物があり、建築物におけるエネルギー消費や蓄熱・放熱は地球温暖化やヒートアイランド現象とも深く関わっている。

本審議会では、検討の中で、建築物における対策や、建築主・住宅販売業者の役割などの重要性について認識した。大阪市では、こうした取組は現在、要綱等に基づき行われているが、こうした取組の推進には、高い専門性のもとで、より具体性を持った内容を定める必要があることから、建築物の環境配慮に関する条例を別途定めることを強く要望しておく。

Ⅲ 条例における基本的な考え方

Ⅱで整理した「条例の基本的な枠組み」を踏まえ、条例制定においては次の点を検討する必要がある。

1 総則

(1) 目的

条例では、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの有効利用についての配慮等により、地球温暖化対策等と豊かな暮らしが両立する持続可能な社会を目指すことを明らかにするため、次の目的を定める必要がある。

- ・ 大阪市、事業者及び市民の責務、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの有効利用の推進などを含めた地球温暖化対策等について必要な事項を定め、総合的かつ計画的に取組を推進すること
- ・ 温室効果ガスの排出抑制及びヒートアイランド現象の緩和と経済発展が両立する持続可能な社会を実現すること
- ・ 現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

(2) 中期削減目標

持続可能な社会の実現には、すべての主体が目標を共有し、取組を進める必要があることから、次の中期削減目標を定める必要がある。

- ・ 市域の温室効果ガス総排出量を平成 32(2020)年度までに平成 2 (1990)年度比で 25%以上削減することを目指すこと

(3) 大阪市、事業者、市民の責務、すべての主体の協働

地球温暖化対策等は、すべての主体の参加と協働のもとで推進しなければならないものであり、次の事項を定める必要がある。

なお、すべての主体の参加と協働を進めるには、取組の成果を分かりやすく示すための「見える化」について考慮する必要がある。

①大阪市の責務

- ・ 地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために、実行計画、推進計画などの計画等を策定・推進すること
- ・ 市役所の地球温暖化対策等を実行するための計画策定、公共施設での省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの有効利用、グリーン購入などの取組により、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等を進めること
- ・ 事業者、市民による温室効果ガスの排出抑制等を推進するため、研修会による啓発など環境教育・環境学習の推進、環境活動の促進、情報提供、再生可能エネルギーやエネルギーの有効利用の促進等のために必要な措置を講ずること

②事業者の責務

- ・事業活動に関し、省エネルギー、再生可能エネルギーの活用、エネルギーの有効利用など、温室効果ガスの排出抑制等を自主的かつ積極的に実施すること
- ・省エネルギー性能に優れた製品やサービスの提供など、他の者の温室効果ガスの排出抑制等に寄与するための措置を講ずるよう努めること
- ・大阪府が実施する環境教育・環境学習や環境活動などに参加するなど、自主的かつ積極的に環境に関する理解を深め、地球温暖化対策等の取組を実施すること

③市民の責務

- ・日常生活に関し、省エネルギー、再生可能エネルギーの活用、エネルギーの有効利用など、温室効果ガスの排出抑制等を自主的かつ積極的に実施すること
- ・大阪府が実施する環境教育・環境学習や環境活動などに参加するなど、自主的かつ積極的に環境に関する理解を深め、地球温暖化対策等の取組を実施すること

④すべての主体の協働

- ・すべての主体は、地球温暖化対策等を推進するため、相互に連携を図りながら協働して取組を進めること

2 大阪府、事業者、市民による地球温暖化対策等

(1) 事業活動における地球温暖化対策等

大阪府では産業部門、業務部門など事業活動からの温室効果ガス排出量が全体の60%以上を占めており、特に業務部門で排出量が増加傾向にあることから、この部門を中心に効果的な取組が重要である。

また、中小規模事業者が多いという大阪府の特徴を踏まえ、その取組を促す仕組みや、温室効果ガスの排出抑制を促進するための省エネルギーに関する情報提供、省エネルギー診断その他の取組促進のためのインセンティブについても検討すべきである。

①事業者が地球温暖化対策等を進めるための指針の策定

大阪府は、事業活動における地球温暖化対策等を推進するための指針を策定し、事業者が対策に取り組むうえで配慮すべき事項等を定めることが必要である。

②大規模事業者に対する「計画書・報告書制度」の創設

事業活動における取組の促進には、省エネルギー・省CO₂などの対策を着実に進めるための制度的な「仕組み」が効果的であり、条例に定める必要がある。

こうした「仕組み」として、他都市では条例において「計画書・報告書制度」などを定めている。

同制度は、エネルギーを多量に消費する事業者や一定台数以上の自動車を保有する事業者が、自主的に温室効果ガスの排出抑制を計画し、その実績を市長に報告する。そして、報告された計画や実績を公表することにより温室効果ガスの排出抑制等を促進するものであり、他地方公共団体では、その運用で一定の成果をあげていることから、大阪市でも効果が期待できる。

大阪市においては、前述の条例の必要性などを踏まえ、「計画書・報告書制度」と事業者の取組促進のためのインセンティブなどを組み合わせ、一層の取組につながるものを考えるべきである。

なお、東京都では条例により「総量削減義務と排出量取引制度」を実施しているが、この制度は、以前から条例に基づき事業所の自主的な温室効果ガス排出抑制の取組を進めてきたにも関わらず、都域の総排出量が増加傾向にあったこと等の理由から導入に至ったものであり、大阪市とは事情が異なることから、こうした制度ではなく、「計画書・報告書制度」の導入が適当と考えられる。

次に、大阪市がこの制度を構築する際の留意点を次に示す。

ア 対象とその事業規模

地球温暖化対策等は、本来、市内のすべての事業者が取り組むべきものであるが、まず、一定規模以上のエネルギーを消費する、あるいは一定台数以上の自動車を使用する事業者を対象とすることが効率的である。

こうしたことや「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）などの関係法令との整合、事業者の負担などを考慮し、次の範囲の市内事業者を対象とすることが適当である。

- ・市内で原油換算 1,500k1/年以上のエネルギーを消費する事業者（フランチャイズチェーンを含む。）
- ・市内で 100 台以上の自動車を使用する事業者（一般乗用旅客自動車運送事業を主たる事業として営む者であって、特定自動車を 250 台以上使用する事業者を含む。）

イ 計画書期間

計画書期間は、大阪府制度との関係などを考慮し、3年間とすることが適当である。

ウ 削減目標と基準年度の排出量

削減目標は事業者が自主的に定めることを基本とするが、省エネ法の規定なども踏まえて大阪市が一定の目安を定め、取組を促すこととする。

なお、対策計画の基準年度の排出量については、複数年度の排出量の平均値を採用できるなど、公平性に配慮したものとする。

エ 公表

事業者の一層の取組を促すよう、大阪市は、計画書等の概要を積極的に公表することとする。

オ 大阪市からの調査・指導・助言

大阪市は、毎年提出される実績報告書を審査し、さらなる取組を求める必要があると判断した場合は、指導や情報提供などを行うこととする。

カ 削減対策

事業者の削減実績には、自らの取組による削減量のほか、クレジット等の活用ができるものとする。こうした取組をとおして、クレジットの受け皿の創出につながるものとする。

キ 事業者の取組についての評価、表彰

事業者の取組を促進するため、計画書、実績報告書のそれぞれの段階で大阪府が評価することが望まれる。

計画書段階では、評価の対象として、温室効果ガス排出量を減らす計画となっているかなどが適切と考えられる。

実績報告書の段階では、評価の対象として、設備の適切な運転管理や保守、温室効果ガス排出抑制、環境マネジメントシステムの導入などが適切と考えられるが、これらに加え、再生可能エネルギーの利用やヒートアイランド対策の推進などの観点から、太陽光発電や電気自動車の導入、緑化、木材利用なども、評価対象にすることが考えられる。

また、公平性の確保のため、計画期間以前に実施された取組についても考慮することが必要である。

評価の結果、優良な評価となった事業者については、表彰や公表の対象とすることが望まれる。

なお、評価及び表彰対象の選定等は、第三者機関を設置するなど外部有識者の意見を聴いて実施するのが適切である。

③テナントの協力義務を規定

大阪市の「業務部門」の特徴として、テナントビルや商業ビルが多いことがあり、条例では入居するテナント等の協力について位置付ける必要がある。

- ・ビル所有者による計画書・報告書の作成等に対して、テナントは協力を努めること

④中小規模事業者の対策の促進

中小規模の事業者が多い大阪府の特徴を踏まえ、「計画書・報告書制度」は、こうした事業者が参加できる制度とする必要がある。

- ・中小規模事業者についても対策が推進されるよう、「計画書・報告書制度」の対象規模未満の事業者が計画書等を提出でき、大阪市の助言や評価を受けることができること
- ・中小規模事業者による地球温暖化対策等を推進するため、大阪市の省エネルギー診断の実施その他の必要な支援を講じること

(2) 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等

事業者及び市民が、太陽光、太陽熱など再生可能エネルギーを優先的に利用することは、事業活動及び市民生活において温室効果ガスの排出等の抑制を促進するとともに、環境・エネルギー産業の振興にもつながる。

また、災害の際のエネルギー確保など、安全、安心の観点からも、再生可能エネルギーの導入の促進は重要である。

こうしたことから、次の考え方を条例に位置付ける必要がある。

- ・事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う再生可能エネルギーの優先的な利用に努めること
- ・大阪市の、自ら再生可能エネルギーの優先的な利用に努めること
- ・大阪市の、事業者及び市民による再生可能エネルギーの優先的な利用を促進するために必要な措置を講じるよう努めること

(3) 交通に関する地球温暖化対策等

自動車利用に伴う温室効果ガスの排出抑制等には、公共交通機関の利用、又は徒歩による移動の促進が重要なことから、条例にこうした考え方を位置付ける必要がある。

また、自動車の使用に当たっては、適切な整備、エコドライブなどを実施することや、電気自動車など環境に配慮した自動車の使用の促進は、温室効果ガスの排出抑制とともに、環境・エネルギー産業の振興にもつながることから、条例にはこうした考え方について位置付ける必要がある。

なお、自転車利用の促進については、駐輪対策などの課題も含め、多面的に検討する必要がある。

①公共交通機関の利用等

- ・事業者及び市民は、過度な自動車等の使用を控え、公共交通機関又は徒歩による移動に努める、また、大阪市の、そうした取組の促進に必要な措置を講ずるよう努めること

②温室効果ガスの排出量のより少ない自動車等の使用等

- ・事業者及び市民は、自動車等の適正な運転及び整備に努めること
- ・事業者及び市民は、温室効果ガスを排出しない、又は排出量がより少ない環境に配慮した自動車等の購入等に努めること、また大阪市の、その使用等の促進のため必要な措置を講ずるよう努めること
- ・自動車等を販売する事業者は、温室効果ガスの排出量に係る情報の提供に努めること

(4) その他の地球温暖化対策等

①温室効果ガスの排出量のより少ない製品等の使用等

業務部門や家庭部門で温室効果ガス排出量が増加傾向にあることから、温室効果ガスの排出量がより少ない、又は人工排熱の低減に資する環境性能に優れた家電機器等の使用等の促進により、事業活動や市民生活を環境に配慮したものに転換していくことが必要であり、こうした考え方を条例に位置付ける必要がある。

- ・事業者及び市民は、環境性能に優れた家電機器等の優先的な使用とともに、使用に当たって温室効果ガスの排出等の抑制に努めること、また、大阪市は、その優先的な使用等の促進のために必要な措置を講ずるよう努めること
- ・家電機器等を製造する事業者等は、環境性能に優れた製品の製造等を行うとともに、当該製品の使用に伴う温室効果ガスの排出等に関する情報を提供するよう努めること
- ・家電機器等を販売する事業者は、家電製品等の購入や買換えの際などには環境性能に優れた製品が優先的に選択されるよう、購入者に対し、こうした情報の提供に努めること

②緑化の推進

民有地の緑化、建築物の緑化、緑のカーテン・カーペットづくり等の取組により、緑化を推進することは、都市のうるおいに加え、温室効果ガスの吸収源としての効果やヒートアイランドの緩和効果が期待されることから、その推進について条例に位置づける必要がある。

- ・事業者及び市民は、温室効果ガスの吸収やヒートアイランドの緩和を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めること
- ・大阪市は、緑化の推進のために必要な措置を講ずるよう努めること

③廃棄物の排出抑制等

市民生活や市域の事業活動等から発生する廃棄物の処理等に伴う温室効果ガスの排出抑制には、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進が重要であり、こうした考え方を条例に位置づける必要がある。

- ・事業者及び市民は、温室効果ガスの排出抑制等を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用に努めること
- ・大阪市は、事業者や市民による廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めること

④大阪市の率先行動

大阪市の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量は、市域の温室効果ガス総排出量の約6%を占めており、市内有数の事業者であること等から、率先して地球温暖化対策等に取り組むことを条例に位置づける必要がある。

- ・大阪市は、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等のために必要な措置を講ずること（再掲）

必要な措置としては、次の事項があげられる。

- ア 公共建築物等における再生可能エネルギーの活用及びエネルギーの有効利用
- イ 環境物品等の優先的な購入（グリーン購入）
- ウ 公共交通機関の優先的な利用
- エ 街路樹の整備・保全、公共施設等の緑化
- オ 環境マネジメントシステムの効果的な運用
- カ 公共建築物等の新築、増改築等の際における環境配慮
- キ 電気自動車など温室効果ガスの排出量の少ない自動車の率先導入
- ク 職員への環境学習の推進

⑤環境教育・環境学習の推進

事業活動や日常生活において地球温暖化対策等を促進するには、環境問題についての意識を高めることが重要であり、事業者及び市民は、大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）など環境学習施設の利用や、大阪市が実施する研修等の受講、「なにわエコ会議」などへの参加等に努める必要がある。

また、大阪市は、学校教育の中で環境教育を積極的に推進するとともに、事業者や市民に対して環境学習の機会の提供、省エネルギーに関する情報提供、環境活動への支援などに努める必要がある。

こうしたことから、次の事項を条例に位置付ける必要がある。

- ・事業者及び市民は、地球温暖化対策等についての理解を深め、行動へとつなげるため、環境教育及び学習を自ら進んで行うよう努めること
- ・大阪市は、事業者及び市民を対象とした環境教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずること

⑥地域連携等の推進

持続可能な社会をつくるには、関西圏の他地方公共団体との連携・協働のもとで、効果的な取組を進める必要がある。

また、大阪市に蓄積された様々な環境技術を活用した国際貢献を、そうした技術を有する事業者と協働して推進するよう努める必要がある。

3 その他

計画書・報告書制度の実効性を確保するため、次の点に留意する必要がある。

(1) 立入調査

大阪市は、対象事業者の地球温暖化対策等を促進するために必要な範囲で、立入調査を行い、助言等の措置を講じる必要がある。

(2) 勧告・公表

大阪市は、計画書等を提出しない、虚偽の報告を行うなど、本条例に従わない者に対して勧告し、勧告に従わない者の氏名等を公表することが必要である。

IV 留意点

大阪市が制定する条例の円滑な運用には、事業者、市民、NPO等の協働のもとでの取組推進が重要である。そのため、大阪市が条例の制定に当たり十分に検討し、適切な措置を実施することが必要である事項として、次の留意点をあげておく。

(1) 大阪府の制度との関係整理

我が国では既に省エネ法や「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、一定規模以上の事業者には国に対し、エネルギー使用量、その合理化の計画、計画の実施状況等の報告や温室効果ガス排出量等の報告が義務付けられている。

こうした国の政策に加えて、大阪府では、府域に大規模な事業所を有する事業者を対象として、府に削減計画書や実績報告書を提出する制度が運用されている。

大阪市の条例は、こうした制度が既に運用されている状況で施行されることから、特に大阪府の制度との整合を十分に図り、事業者に二重の手続きを課すことのないように配慮されることを強く要望しておく。

(2) 事業者及び市民の取組を促進するためのインセンティブ

大阪市においては地球温暖化対策等を推進していくうえで、業務部門、家庭部門での対策が不可欠であり、大阪市は、事業者や市民に一番近い基礎自治体として、事業者や市民の取組を促進する経済的な措置を含む支援策を検討し、実施する必要がある。

特に中小規模事業者の対策促進は、市域の温室効果ガスの排出抑制等に大きな効果があると考えられ、大阪市としても積極的に支援策を検討することを強く要望する。

【支援例】

(主に中小規模事業者向け)

- 省エネルギー診断結果に基づく設備改修に対する補助金その他の経済的措置
- 太陽光発電補助制度の継続、拡充
- 蓄電池など新たな環境技術の導入支援
- 省エネルギー診断その他の設備管理に関する支援措置
- 環境配慮技術の開発に対する支援、開発した環境配慮技術の広報・PR
- 環境マネジメントシステムの認証取得助成
- 省エネ促進・クレジット創出の措置

(主に市民向け)

- エコポイント制度や国内クレジット制度の活用など、市民自らの地球温暖化対策等の行動が経済的に評価される仕組み
- 「見える化」を進めるための家庭の省エネルギー診断など
- 太陽光発電補助制度の継続、拡充
- 蓄電池など新たな環境技術の導入支援

おわりに

本審議会は、大阪市の地球温暖化対策等について、実効ある取組を進めるために、大阪市の温室効果ガスの排出等の現状や大阪市の特徴などを踏まえた検討を行い、「大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方」をとりまとめた。大阪市は、この考え方を踏まえ、早急に条例化の作業を進めるよう要望する。

そして、大阪市が制定する条例に基づいて様々な取組が実施されることにより、他の大都市のモデルとなるような「持続可能な社会」が構築されることを期待するものである。

最後に、この分野においては、今後社会の大きな変化が予想されることから、条例についても必要に応じて見直しを行い、適切な施策を推進することを求めている。